

ID: 1012

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	劇場等の前面空地に係る特例の認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)に係るものに限る。)		
例 規 名 根 拠 条 項	山口県建築基準条例 第17条第4項(第19条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和47年 山口県条例第42号		
【根拠条文】 (劇場等の前面空地) 第17条 劇場等の用途に供する建築物の主要な出入口の前面には、次に定めるところにより、空地を設けなければならない。 (1) 空地の間口は、当該主要な出入口の幅員(当該幅員が3メートル未満であるときは、3メートル)以上とすること。 (2) 空地の奥行は、2メートル以上とすること。 2 前項の規定により設ける空地は、当該劇場等の客席の定員の合計に応じて、それぞれ前条の表に定める数値以上の幅員を有する道路に接していなければならない。 3 第1項の出入口の前面に次の各号に該当する寄付きがあるときは、同項の規定の適用については、当該寄付きを空地とみなす。 (1) 壁その他これに類するものを有しないこと。 (2) 高さが3メートル以上であること。 4 第1項及び第2項の規定は、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合においては、適用しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日